

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

№484
2011・6・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

- なぜ弁護士が原発問題に立ち上がらねばならないのか……………北村 栄
—法律家5団体主催「福島原発災害連続講座」
- もんじゅ訴訟と福島第一原発事故……………吉村 悟
- 志賀原発訴訟を踏まえて—今後の原発のあり方を考える……………岩淵正明
- 第18回憲法を考える山形集会—テーマは「福島原発、生存権そして憲法」……………高橋敬一
- 敷引特約に関する最高裁判決について……………長野浩三
- 団体交渉権が認められる—イナックスメンテナンス事件最高裁で逆転勝訴!……………古本剛之
- 「福島原発事故」「大阪・君が代起立強制条例」などに関する議長声明を発表… 青法協弁学合同部会



「震災遭難児童弔魂像」(東京・横網町公園)

なぜ弁護士が原発問題に立ち上がらねばならないのか

法律家5団体主催「福島原発災害連続講座」

あいち 北村 栄

一 歴史的講座開催

六月一日、青法協弁学合同部会をはじめ自由法曹団・日本民主法律家協会・日本国際法律家協会・日本反核法律家協会の主催で、東京・四谷「プラザエフ」において、「福島原発災害連続講座」の第一回「福島原発災害と放射線の影響」が行われた(写真)。待ちに待った極めて勉強になる講座が始まったのであり、第二回は六月二十九日(木)午後六時から同場所とすでに決まっております、ぜひ次回以降多数の会員に参加していただきたい講座である。

二 哲学が問われる

第一回の講座は、メインに原子力学・放射線学が専門の日本大学の野口邦和先生、後半は福島出身の農民連ふるさとネットワーク事務局長の森谷精さんに農家の被害の実情を話していただいた。

野口先生の話は、どうして原発事故が起こったのか、現在の原子炉はどうなっているのかという

現状から、放射能汚染の広がり方、その影響、対策等々、幅広い事項をていねいにかつわかりやすく語っていただいた。ここにすべてを紹介する余裕はないが、先生は、東電や原子力安全・保安院などは放射線などについて影響は少ないと言っているが、そのようなことはない。また、何ミリシーベルト以下なら安全とか、大丈夫だとかは明確には言えない。結局問題は、その学者のもつ哲学が問われているのではないか、その人間が持っている哲学が現れる問題だと思う、と言われた。つまり、放射線は体によくはないことは明らかだが、どこから危険だというかはその学者の取り巻くさまざまなしがらみや状況など全部含めた価値観、人生観に最後は行き着く、ということだと理解した。その点で御用学者の何と人生観の浅いことか。

三 写真集「までの力」

森谷さんの話は、次回第二回の「農業・漁業・中小企業の被害の実態」のイントロとなるお話であったが、私には紹介された写真集「までの力」(「までの」とは手間暇を惜みず、ていねいに心を込めて、つましく、という意味の東北地方の方言)が文字通り「衝撃的!」であった。風で流れた放射性物質のたまり場となり全村避難となったあ



の「飯館村」の村民が、全力をあげて心を込めて作った村おこしの写真集である。

緑の表紙をめくったところにこんな言葉が書かれている。「ここには二〇一二年三月二一日午後二時四六分以前の美しい飯館村の姿があります」と。そうなのだ、すでに写真集は出版するばかりになつていたとき、原発事故が起こったのだ。ここに

ある自然が豊かで人々の笑顔で溢れていた美しい村、日本の原風景を思い起こすような村は、もうない。どんな悲惨な写真、破壊された原発建屋の無惨な写真より、どれだけ人の心を打つことか、原発がわれわれの生活や人生・ふるさとにどんなものであったのか、これ以上に響く、説得力のあるものがあるだろうか。計画しようとしてできた写真集ではない。「不運の中に生まれた奇跡」のような写真集だ。原発の問題性を一瞬にして深く誰の心にもわからせるのにこれ以上のものはない。私は会場で五冊買い、翌日二〇冊を注文し、注文書のチラシを周りに配って歩いているが、販売収益も飯館村復興のために使われるということもあり、ぜひ個人に一冊、事務所の据置きに一冊は必携と思う(シーズ出版・TEL〇二四一五九七七一六八〇〇 FAX〇二四一五四六一一五八七 定価二五〇〇円)。

四 弁護士としての役割・使命

原発事故に関して、被災者は生活や仕事に大打撃を受けており、仮払いなど被害弁償の手伝いをするには弁護士として当然のことである。多数の会員が被災地に行き相談にのり活躍している。さらに、私は、人権擁護を本職とする弁護士だからこそ、原発問題は弁護士の使命そのものにかかわるものとして、強く自覚すべき問題だと考えている。

①まず、根こそぎの人権侵害であることであ

る。われわれは小さな人権侵害も見逃さず、日々活動をしているが、原発問題はその人の仕事も日常生活も、人生全体、家族もろとも、故郷までも奪われる根こそぎの人権侵害である。

②また、原発による人権侵害は子々孫々、未来にも禍根を残すものである。放射線物質が親から子に引き継がれたり、高度に汚染された土地は何十年と誰も立ち入ることができなくなる。復興に最も必要なのはその地域に住んでいた人が結集し強い意志で団結することだが、何年いや何十年土地を離れざるを得なくなれば復興は不可能となる。阪神大震災との大きな違いはここにある。

③ことこの原発問題にかぎっては、新憲法下にもかわらず実質的にみて「表現の自由」「知る権利」がない状況である。これまで電力会社が権力と金の力で、マスコミなどを情報統制し、時の自民党政権も官僚も学者までも「原子力村」を作り、われわれ一般国民に真実を報道してこなかった。事故後も状況はあまり変わらず、現代の「大本営発表」が行われ、御用学者が国民の目をそらせている。

これらは、民主主義が十分機能していない現状(石原都知事の再選、いまだ原発推進派が多い世論調査の結果など)と相まって、まさに人権感覚に鋭敏である弁護士が取り組まねばならない問題である。

五 知っていたら良かったら

未だテレビなどでは原発推進派が、電力が足りない、原発は安く自然エネルギーは高くつきまだ十分な数がなく実用に適していないと、繰り返し述べており、その影響か、世論調査で原発容認派の数は思うほど減っていない。

そこで、次のことはぜひ知っていただきたい。

紙数がないので結論だけ述べるが、①電力が足りないことはない。盛夏の一瞬の消費量最大ピーク時をずらせば問題はない。②大会社など大口需要者は割引料金で使える代わりに緊急時に電力供給量を制限するという「需給調整契約」があることすら電力会社・政府は国民に知らせていない。それを言えば「計画停電」などする必要はまったくなかったのである。③原発は少しも安くない。原発の電気代の計算に、立地する地域に支払う莫大

な地域対策交付金や核廃棄物処理コスト、事故対策費がまったく入っていないのである。④原発利権を守るために自然エネルギーの発展の邪魔をしてきたのだから、それをやめ援助をすれば、ベンチャー企業も参入でき、地域経済も活性化できるのである。

気づいた者から発信することこそ、われわれ法律家の義務であると思う。ぜひともに勉強し発信していただきたいと思う。

もんじゅ訴訟と福島第一原発事故



■原子炉等規制法は、万が一にも原子炉災害が起きないようにするため、原子炉設置許可処分

段階で、十分な安全審査を行うことを求めており、その審査は原子力安全委員会の最新の科学的知見に基づく判断に依拠して行うこととされている(平成四年(一〇月)二九日 伊方原発訴訟最高裁

判決)。もんじゅ訴訟は、この原子炉設置許可処分の効力を争い、控訴審段階で、住民側勝訴の無効判決を得た原発訴訟である。

■もんじゅは、福島県敦賀市にある実験段階の原子炉である。高速増殖炉は、消費した以上の核燃料物質を増殖する点で「夢の原子炉」と呼ばれ

たこともあるが、今では、先発国のアメリカやフランスでさえ開発を断念している。その原因の一つは、原子炉から熱を取り出す冷却材として使われるナトリウムが、酸素や水と激しく反応して爆発的に燃焼する物質で安全確保がむずかしいからである。

事実、もんじゅ訴訟の審理中の一九九五年二月八日にナトリウム漏えい事故が発生し、この事故がきっかけとなって、国の安全審査では、「ナトリウムが漏えいしても、絶対に穴が開かずコンクリート製の建物を防護する」と想定されていた鋼鉄製床板が、実際には貫通するおそれがあることが明らかになった。それは、ナトリウム漏えい事故に際し、「発電所建物の損壊を防止し、原子炉冷却システムに支障が起きないようにすること」を求めた安全審査基準に適合しないことを意味する。

■第一審の福井地裁は、その重大性に気付かぬまま住民敗訴の判決を言い渡したが、控訴審の名古屋高裁金沢支部はこの問題を正面からとらえて、二〇〇三年一月二十七日、もんじゅの安全審査には審査基準違反の重大な誤りがあったとして、原子炉設置許可処分を無効とする判決を言い渡した。

ところが、国の原子力行政の担当者や原子力工学者の一部は、「一つの審査事項について安全が確認できなくても、原子力発電所にはほかにも安全設備がある」「設置許可段階で安全が確認できなくても、設置許可以後の段階で安全が確保できる可能性も残されている」「鋼鉄製の床板でも、ほかの安全装置を追加すれば貫通を防止することができ」などとして無効判決を批判し、最高裁は、こ

の批判を受け入れて、二〇〇五年五月三〇日、住民敗訴の判決を言い渡した。

■しかし、この考え方は間違っている。伊方判決が認めるように、原子炉等規制法は、「万が一にも原子炉災害が起こらないようにする」という観点から、原子炉設置許可の段階で、安全審査事項のすべてについて安全が確認されることを許可基準としているのであるから、この基準を充たさない事例が明らかになったときに、基準の方を緩めて解釈するのは本末転倒である。

無効判決を批判した工学者や行政担当者の見解は、原子炉設置許可の段階における安全審査の制度趣旨を曲解したものであり、他方、行政の誤りをチェックすべき最高裁が、この批判に屈したのは、原子炉等規制法と原子力安全工学の関係に對する理解不足である。

■今回の福島第一原発事故は、実用炉である同原発についても、審査基準の一つである「発電用原子炉施設に関する

耐震設計審査指針」で求められた津波の想定に誤りがあったことに加えて、地震動の想定にも誤りがあった可能性があること、さらには、「発電用原子炉施設

設に関する安全設計審査指針」自体にも、「送電線の復旧または非常用交流電源設備の修復が期待できる」という誤った事実認識に基づき、「長期間にわたる全交流電源喪失」を「考慮する必要がある」とした不合理点があることを明らかにした。そして、審査基準が合理的でないか、または、審査基準に基づく評価の結果、一つの審査事項についてでも安全が確認できないおそれが生じた場合、原子炉の設置許可は許されないこととされているから、福島の事故で明らかになった安全審査上の問題は、福島第一原発はもちろん、全国の原発の設置許可処分の法適合性判断に重大な疑問があることを明らかにしたといえる。その意味で、福島第一原発事故は、原子力安全行政の仕組みと実態に対する研究を深め、国民の安全を守る視点から発言し行動することをわれわれに求めているように思う。

◎カンパのご報告とお礼

このたび、鉄建公団訴訟弁護団有志より、青法協弁学会同部会に過分なるカンパをいただきました。

ここに報告し、お礼にかえさせていただきます。

志賀原発訴訟を踏まえて

— 今後の原発のあり方を考える —

北陸 岩淵 正明

一 志賀原発訴訟の経過

北陸電力（北陸三原を中心とした電力会社）が、原子力発電所（沸騰水型BWR）を能登半島の日本海側の志賀町に計画したのは一九六七年のことであった。その後、一九八八年八月に設置許可がなされたため、一九八八年二月と八九年七月に合計二〇〇名の原告が北陸電力を被告として金沢地裁に民事差止訴訟を提訴した。

以来一九九三年九月の結審まで三四回の弁論の中で、原告は、事故の危険性、地震の危険性、廃棄物処理問題、電力需給論などの原発のあらゆる問題点を全面展開したが、一九九四年八月に請求棄却の地裁判決を受けた。その後の控訴と上告棄

却を経て二〇〇〇年二月に一号機訴訟の敗訴が確定した。

この間二号機も一九九九年四月に設置許可を受けていたため、一七都府県の原告三五名が一九九九年八月に金沢地裁へ提訴し、一号機訴訟での全証拠の提出に加え、四名の証言を経て、二〇〇六年三月二四日に遂に差止め判決を得た。

しかし、二〇〇九年三月には名古屋高裁金沢支部で逆転の敗訴判決、二〇一〇年一〇月に最高裁が上告を棄却し敗訴が確定した。

二 一号機訴訟の特色と一定の成果

一号機は、一九八六年のチェルノブイリ事故後わが国で初めて設置許可された原発であったた

め、その広範囲にわたる被害を踏まえ、地元だけではなく全国の住民を原告にしたことに特色がある。今から思うと、よくぞここまでと思える多くの証人の協力を得た。

そのためか一審判決は、傍論でBWRの核暴走の可能性と防災の不備に言及し、控訴審判決では、「……TMI事故、チェルノブイリ事故といった重大事故が発生しており、我が国においても多数の事故あるいは問題事象が発生していて国民の原子力発電所の安全性に対する信頼は揺らいでいること、その他核燃料の再処理問題、将来の廃炉問題など未解決の問題点を残しており、原子力発電所が人類の『負の遺産』の部分を持つ」と認定した。

事故の危険性や原発の有する問題点を認めた点

では、チェルノブイリ事故の影響を受けていたと思われる。

三 一宮機における勝訴判決と

逆転敗訴判決

(1) 二号機訴訟では、全国で初めての民事差止め判決を得たことが大きな成果であった。

この判決では、北陸電力の耐震設計では、①直下地震の想定がM六・五とされているが、M七・三の可能性もあり小規模に過ぎ、②考慮すべき巨知潟断層帯による活断層を八キロメートルとしているが、四四キロメートルまで想定すべきであるなどの問題点があるとして、想定を超えた地震動によって事故が起こる具体的危険があるとした。

また、万一の地震が発生した場合、外部電源の喪失、非常用電源の喪失、配管の破断、冷却材の減少・喪失、ECCS（非常用炉心冷却装置）の故障などが考えられ、スクラムの失敗や炉心溶融事故の可能性もあり、機器の単一の故障に止まらず、多重防護が有効に機能するとは考えられないとした。まさに今回の福島原発事故を予測する判決であった。

最近、当時の裁判長・井戸謙一氏（現弁護士）がインタビューに答えて、「電力会社がさまざまな

面で危険を過小評価し、見合った対策ですませようとする姿勢が感じられた。原子力安全・保安院と原子力安全委員会がそれを追認するという構造がある」と述べている。このような判断が勝訴判決につながったものと思われる。

(2) しかし、一審判決後に、新しい耐震設計審査指針が策定され、控訴審は、この指針による審査を前提として二審判決を取り消してしまった。

今回の福島原発事故後、裁判官がなぜ原発の危険性を見抜けなかったかが問題とされている。この点、柏崎刈羽原発訴訟の一部に關与した新潟地裁の元裁判官が、一般論として、問題点は三つあるとして、「第一は、裁判官は原発の技術面は素人で、専門家が作った安全基準に合致していれば、安全と言わざるを得ない。次に三人の裁判官で原発を止めたことで、電気が足りず産業界に大きな不利益が生じたら、責任が取れるのか。第三が、原発推進が国策である以上、それに反する判決を出しても、上級審では覆されるし、裁判官個人のキャリアに傷がつくと自粛してしまう空気があることは否定できません」と答えている。

(3) この指摘を前提にすると二審判決は第一の専門性では、立証責任を工夫していた。

すなわち、一審判決では、原告らは、被告の安全設計に不備があることを相当程度立証している

から、次は、被告において、原告らが指摘する具体的危険が存在しないことについて、反証を尽くすべきであるが、被告の反証が成功していないとしたのである。

これに対し控訴審では、被告の安全性の立証は一応なされているとして、逆に原告に対し危険性の立証責任を厳しく求めていたのである。

第二の点については、私たちは需給論（原発がなくても北陸電力管内では停電しない）を主張立証していたが、一審判決はこれに答え、平成一六年には一号機の定期検査が延長されたが、電力供給にさしたる問題がなかったとして、本件原子炉の運転が差し止められても、電力供給にとつて特段の支障にならないとした。

三番目の点は、福島原発事故後の世論調査では原発をなくすあるいは減らすべきであるとする世論が過半数を超え逆転したことからすれば、裁判所の判断も大きく動いていく可能性がある。

四 やびつに

二号機の一審判決は、「重大事故が発生した場合、原告らのうち最も遠方の熊本県（原発から約七〇キロメートル）に居住する者についても、許容限度である年間一ミリシーベルトをはるかに

超える五〇ミリシーベルトの被曝の恐れがある」としている。

これは私たちが、チェルノブイリなどの被害をしつこく立証したことに応えたものである。現に、今回の福島原発事故では、原発事故の被害は広範

闊でかつ深刻な人権侵害に至ることが現実となった。今後、電力会社は、津波対策をたて安全性を厳しくしてくるが、その結果、原発事故の確率が低くなったとしても、それでも原発が絶対安全であることは誰にも保障できない。伊方原発最高裁

判決の指摘するような「万が一」に事故が起こった時、その結果としての被害が今回のように社会が容認できない規模や程度であるのであれば、このような原発という施設の運転は認められないことを今後は主張していく必要がある。

第二八回憲法を考える山形集会

——テーマは「福島原発、生存権そして憲法」

山形 高橋 敬一

青

法協山形支部・自由法曹団山形支部など 法律家団体と日本科学者会議山形支部の共催で開催している憲法集会是、今年で二〇年目、回数は一八回となります。

今年、東日本大震災と福島第一原発事故が発生し、原発事故から避難した方々が山形県にも大勢避難所生活する状況下にあることから、福島原発事故をテーマとしました。

例年、多くとも五〇名程度の参加者の小ぢんま

りとした集会ですが、今年は五月三日の連休中にもかかわらず、一〇〇名を超えた参加者で、立ち見の参加もあり、山形でも原発事故に対する関心の強さが見えつきました。

まず関連するビデオを上映し（今回は、NHK放映のE.T.V特集「原発災害の地から」、その後パネル討論を行いました。パネリストは、一九九二年まで係属した福島第二原発訴訟について仙台弁護士会の小野寺信一会員、放射性物質について

山形大学の栗野宏氏、福島原発問題の情報公開について私が、避難地の法律相談会で寄せられている問題について山形県弁護士会の土田文子会員が報告し、その後、参加者との間で活発な議論がありました。参加者からの鋭い質問や意見が活発に出されるのが、この憲法集会の特徴です。

福

島第二原発は、爆発した第一原発の隣りにある東京電力の原発です。小野寺会員は、

一九七五年に弁護士になると郡山市の法律事務所に入り、その年に提訴された原発訴訟に関わるようになりまし。一九九二年に最高裁で敗訴になったのですが、この訴訟で指摘したことが今回の事故で現実化したのです。小野寺会員の報告要旨は次のとおりです。

裁判の途中で、一九七九年のスリーマイル島事故と、一九八六年のチェルノブイリ事故が起きた。弁護団はスリーマイル島事故から、①複数の機器が同時に故障し、また運転員のミスが重なるという複雑な態様で事故が進展するが、日本の安全評価はこれを無視していること、②人為ミスは必ずカバーされると国は主張するが、そうではないこと、③思い込みから対策を怠ること、原発は安全だと思いつくと、安全でないという情報を過小評価し、対策をしなくなってしまうこと、④何重もの安全機構があり、重大な結果を回避できると考え対策を怠ることの四点が重大事故を招くことを指摘し、これらから、一審の最終弁論では、①いったん大事故が発生すれば災害は極めて広範囲におよぶ、②事故の原因の多くは事故が発生して初めて認識される、事故は盲点から発生する、③あつてはならないはずの冷却材喪失事故は過去にも起きているし、将来も必ず起きるといふ三点を裁判所に訴えました。

これらは、今回の福島原発の重大事故にすべて通じることです。

弁護団は、一九八二年三月の準備書面で地震と津波について、一九七七年三月には、水素爆発の可能性について主張しています。

小野寺会員は、飛行機事故では、損害がおよそ想定でき、飛行機を利用するメリットと事故のデメリットを判断できますが、原発事故の場合は損害を推定できないこと、最悪のシナリオでは、全地球的な汚染が生じることになり、被害の規模は誰も分かりません。こういった原発と同居できるかどうかが問われているのが今回の事故であると報告がありました。

粟

野氏からは、元素の周期表を示して説明がありました。原子核は、z個の陽子とa-z個の中性子からなっていて、zが原子番号、aが質量数ですが、ウランは92番、ヨウ素は53番、セ

引き続き 東日本大震災義援金にご協力を

青年法律家協会弁護士学者合同部会

青年法律家協会弁護士学者合同部会は、被災地の会員とその活動を支援するための義援金を受け付けています。1口5000円で、できるかぎり複数口お寄せ下さい。

義援金は、被災地の支部・地域の会員の生活と事業の再建、救援活動などに活用されることを想定しています。

【振込先】

三菱東京UFJ銀行 四谷支店 普通99648
口座名義 カンパ口 青年法律家協会 松尾 文彦
(カンパグチ セイネンハウリツカキョウカイ マツオフミヒコ)

シウムは55番で、同じ原子番号でも安定存在する原子核と崩壊する放射性原子核があること、放射性原子核が、確率的に半数崩壊する期間が半減期で、ヨウ素131は半減期八日、セシウム137の半減期は三〇年ですが、これら同位体は天然には存在せず、人工的に原子核反応を起こすと生成されるという講義から始まりました。

ベクレルは、放射能の強さを表す単位で、原子核が毎秒一個崩壊するのが一ベクレル、等価線量

は、一キロあたり一ジュール(〇・二カロリー)の熱量を与えるのがシーベルトという説明がありましたが、難しいですね。

栗野氏は、「原子力」は、火を用いるなどの核外電子の挙動の範囲の化学の世界でなく、原子核内部の世界については、いまだ人間にとり身の丈にほど遠い技術であり、原子核、細胞核の二つの核は、人間が人為的に触れられない領域であるとの指摘がありました。

私

(高橋)からは、放射能の拡散予測システム SPEEDI について、住民の被曝防止のため二〇億円かけて開発したシステムであるのに、予測結果の公表がなかったのですが、実際には、二〇〇〇枚以上の拡散予想図が作られていたこと、三月十八日、日本気象学会理事長が会員に対し、一般大衆に拡散予想を発表することの自粛を求める通知をしていたこと、気象庁も拡散予想しないなど、住民の健康を守る視点に欠けること、二〇キロ圏内の放射線量についてアメリカのエネルギー省では公表しているのに、日本ではまったく公表していないこと、東電の原子炉基本データを公表しないことの問題、核種分析の非公開などを報告し、これら非公開の根底には、国民に生データを与えると無用の不安を煽るといふ国民

不審があり、これらはデータ取得の恣意性(野菜などの抽出検査の恣意性)、データ解釈の恣意性(学校校庭の二〇ミリシーベルト問題など)にもあらわれていると報告しました。

士

田会員からは、震災関連のメーリングリストでの議論などから、生活保護を受給していた人が、災害弔慰金をもらった場合の問題、長期避難世帯の救済が原発でも対象になるのか、雇用調整助成金の問題、福島県からの避難者の差別の問題、福島県出身ということで婚約破棄、避難所での女性差別、避難所での性被害、避難地域の会社の帳簿の問題などさまざまな問題があることが報告されました。

その後、参加者から次々に挙手があつて質問や意見陳述があり、例年以上に時間が足りませんでした。



第14回人権研究交流集会報告集



2010年9月25・26日に札幌で行われた第14回人権研究交流集会の報告集(機関紙「青年法律家」号外)が発行されました。青法協弁学合同部会の活動の一つとして、司法修習生・法科大学院生・学生・市民などに広くご活用下さい(1部200円・送料別)。

好評
発売中

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL03-5366-1131 / FAX03-5366-1141

E-mail : bengaku @ seihokyo.jp

敷引特約に関する 最高裁判決について

京都 長野 浩三

一 敷引特約は下級審ではほとんど無効とさ
れていた。

神戸地判平成二七年七月二四日(判例時報一九〇
一八七頁)は、建物賃貸借契約のいわゆる敷引
特約について、賃借人に敷引金を負担させること
の正当な理由はなく、一方的で不合理な負担を強
いていると判断した。また、賃貸事業者と消費者
である賃借人の交渉力の差や関西地区における不
動産賃貸借において敷引特約が附されることが慣
行になっており、賃借人の交渉努力によって敷引
特約を排除することは困難であることから、敷引
特約を賃貸事業者が一方的に消費者である賃借人
に押しつけている状況にあるといっても過言では
ないとし、敷引特約を消費者契約法一〇条により
全部無効とした。

その他、大津地判平成一八年六月二八日、京都
地判平成一八年二月八日、大阪地判平成一八年一
二月一五日、京都地判平成一九年四月二〇日、奈
良地判平成一九年二月九日、大阪高判平成二二
年二月三日、大阪高判平成二二年二月一五日
も、敷引特約を全部無効と判示し、無効とする裁
判例が定着したかにみえた。

二 最判平成二三年三月二四日(以下、「本
件最判」という)は下記のとおり判断した
が極めて不当である。

「本件特約は、敷金の性質を有する本件保証金
のうち一定額を控除し、これを賃借人が取得する
旨のいわゆる敷引特約であるところ、居住用建物
の賃貸借契約に付された敷引特約は、契約当事者
間にその趣旨について別異に解すべき合意等のな
い限り、通常損耗等の補修費用を賃借人に負担さ
せる趣旨を含むものといふべきである」「賃貸借契
約に敷引特約が付され、賃借人が取得することに
なる金員(いわゆる敷引金)の額について契約書に
明示されている場合には、賃借人は、賃料の額に
加え、敷引金の額についても明確に認識した上で
契約を締結するのであって、賃借人の負担につい
ては明確に合意されている。そして、通常損耗等
の補修費用は、賃料にこれを含ませてその回収が
図られているのが通常だとしても、これに充てる
べき金員を敷引金として授受する旨の合意が成立
している場合には、その反面において、上記補修
費用が含まれないものとして賃料の額が合意され
ているとみるのが相当であって、敷引特約によっ
て賃借人が上記補修費用を二重に負担するという
ことはできない」「消費者契約である居住用建物の
賃貸借契約に付された敷引特約は、当該建物に生
ずる通常損耗等の補修費用として通常想定される
額、賃料の額、礼金等其他の一時金の授受の有無及
びその額等に照らし、敷引金の額が高額に過ぎる
と評価すべきものである場合には、当該賃料が近

傍同種の建物の賃料相場に比して大幅に低額であるなど特段の事情のない限り、信義則に反して消費者である賃借人の利益を一方的に害するものであって、消費者契約法一〇条により無効となると解するのが相当である」とし、具体的事情をあげて当該事案では敷引特約は無効でないとした。

三

本件最判は最判平成一七年二月一六日(判例時報一九二二号六一頁)を実質的に変更するものである。

同判決は、「建物の賃貸借においては、賃借人が社会通念上通常の使用をした場合に生ずる賃借物件の劣化又は価値の減少を意味する通常損耗に係る投下資本の減価の回収は、通常、減価償却費や修繕費等の必要経費分を賃料の中に含ませてその支払を受けることにより行われている。そうすると、建物の賃借人にその賃貸借において生ずる通常損耗についての原状回復義務を負わせるのは、賃借人に予期しない特別の負担を課すことになるから、賃借人に同義務が認められるためには、少なくとも、賃借人が補修費用を負担することになる通常損耗の範囲が賃貸借契約書の条項自体に具体的に明記されているか、仮に賃貸借契約書では明らかでない場合には、賃貸人が口頭により説明し、賃借人がその旨を明確に認識し、それを合意の内容としたものと認められるなど、その

旨の特約(以下、「通常損耗補修特約」という)が明確に合意されていることが必要であると解するのが相当である」とし、通常損耗の原状回復費用は賃貸人が負担するのが原則であり、通常損耗の原状回復費用を賃借人が負担するとの明確な合意があった場合に限り有効になるとしているのである。

ところが、本件最判は前記棒線部のとおり、敷引特約があれば、通常損耗の補修費用を賃借人に負担させるといふ明確な合意がない場合でも賃借人が負担する趣旨の特約であると判断したのである。これは、通常損耗の原状回復費用を賃借人が負担する明確な合意がなくとも賃借人に負担させてよいと認めるものであり、平成一七年判決に明らかに抵触している。しかも、抵触・変更の理由・説明がまったくないのである。

四

賃借人が通常損耗の補修費用を賃料ではなく敷引金額によって負担することを前提に賃料の額を合意したといえるためには、原則に対する例外を設けるものであるから、少なくとも次の四要素が必要である。

すなわち、①敷引特約により適正賃料から原状回復費用に充当されている部分が賃料から減額されていること、②賃借人が適正賃料を判断できること、③賃借人が通常損耗の原状回復費用の金額

を把握できること、④適正賃料から減額された金額と原状回復費用の金額を比較できること、が必要である。しかし、これらの要素は個性がある建物賃貸借契約において消費者が判断することは不可能である。

したがって、敷引特約により通常損耗の原状回復費用を賃借人が負担するという明確な合意があるとは到底評価できない。

五

さらに本件最判は、敷引金額が月額賃料の三・五倍程度であることをあげた上で敷引特約を有効としているが、賃料と原状回復費用を関連させることに一般的に合理性はないし、賃料の三・五倍という高額な敷引金額を有効としたことは一般常識がないと言わざるをえない。

六

本件最判をみて、判決は人の作業なんだなとつくづく思った。まるで悪意をもっていかのような時代遅れの感覚の判決でがっかりだ。しかし、基本的には、「高額な敷引特約は無効」という規範であるので、具体的事例で敷引無効の判決を重ねるとともに、早急に本件最判は判例変更してもらおうべく活動する。

団体交渉権が認められる

イナックスメンテナンス事件最高裁で逆転勝訴！

大阪 古本 剛之

イナックスメンテナンス事件は、洗面台など水回り製品の出張修理に従事する「CE(カスタマー・エンジニア)」と呼ばれる労働者が、労働組合を結成し、会社に団体交渉に応じることが求めた事件である。これに対して会社は、CEは個人事業主であるとして団体交渉を拒んだため、労働委員会に申し立て、行政訴訟にも至った。そして、この度、最高裁においてCEの団体交渉権を認める判決が出されたものである。ここでは、CEが労働組合法上の「労働者」に当たるかが問題とされた。

一 事件の経緯

1 CEの就労実態

CEは全員一律の「業務委託」と題された契約を締結する。会社は、この契約書などを盾に、CEは「個人事業主」と主張する。

しかし、その就労実態は労働者そのものである。CEは会社からの連絡を受けるために待機が義務付けられる。そして、顧客から会社に修理依頼がくると、会社からCEに連絡が入り、CEから顧客に連絡して訪問日時などを打合せ、修理に赴く。修理後は会社に報告し、修理代金も全部会社に送金する。

業務内容については、修理のやり方、道具、接

客態度に至るまで、事細かにマニュアルなどによって指導されている。CEの報酬(給与)の基準も、会社によって定められている。偽装された「業務委託」であって、実態は雇用極めて近いものになっている。

2 労働委員会

CEはその地位があいまいで、会社からの一方的な業務削減や契約解除(解雇)の危険にさらされていた。そこで自らの地位安定、労働条件改善のために、二〇〇四年九月、労働組合「建交労INAXメンテナンス近畿分会」を結成し、会社に対して団体交渉を申し入れた。しかし、会社が団体交渉に応じないため、労働委員会に不当労働行為の救済を申し立てるに至った。

大阪府労働委員会は、C Eの労働者性を認め、会社に団体交渉に応じないのは不当労働行為であるとして、応じるよう命令を出した。その判断は、中央労働委員会でも維持された。

3 行政訴訟

会社側は労働委員会命令の取り消しを求めて行政訴訟を提起したが、東京地裁は二〇〇九年四月二二日、棄却判決(組合側勝訴)を下した。

会社は控訴し、控訴審は一回で結審したが、同年九月一六日にだされた東京高裁の判決は、まさかの逆転敗訴の不当判決であった。

東京高裁は、労働組合法上の「労働者」について、「法的な使用従属関係」を要件とし、その範囲を狭く限定した上で、C Eの団体交渉権を否定したのである。形式面だけを取り上げており、あまりにも実態を見ない、不当な判断であった。

これに対し、組合側は上告した。

4 同種の他事件

本件と同様に、会社側の団体交渉拒否について争い、労働組合法上の「労働者」性が問題となっている事件に、新国立劇場事件、ビクター・サービスエンジニアリング事件がある。

これらの事件においても、労働委員会は団体交渉権を認めたにもかかわらず、裁判所は「労働

者」性を限定し、団体交渉権を否定する判断が続いていた。

二 最高裁判決

最高裁は、二〇一二年三月二九日に弁論を開き、四月二二日に、高裁判決を破棄し団体交渉を認める勝訴判決を出した。新国立劇場事件(こちらも勝訴)と同日の判決であった。

最高裁判決は、「労働者」性について明確な判断基準はあげなかったが、以下のような点を肯定要素として指摘している。

- ① C Eが会社の事業遂行に不可欠な労働力として会社組織に組み入れられていること
- ② 会社がC Eとの契約内容を一方的に決定していたこと
- ③ C Eの報酬が労務提供の対価としての性質を有していること
- ④ 実際の運用において、C Eは基本的に会社の依頼に応ずべき関係にあったこと
- ⑤ C Eは会社の指定する業務遂行方法に従い、その指揮監督下に労務提供を行っていること
- ⑥ 業務について場所的にも時間的にも一定の拘束を受けていたこと

新国立劇場事件最高裁判決においてもおよそ同様の視点が示されており、最高裁はこれらを判断

要素として考えているようである。

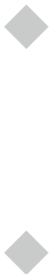
なお、東京高裁は、ごく一部のC Eが独自に営業活動を行って収益を上げていた点を強調していたが、最高裁はその点について、「そのような例外的な事象を重視することは相当とはいえない」と示した。

また、田原裁判官の補足意見では、「C Eが労働組合法上の労働者に該当することは明らかであって、それを否定する余地はない」と述べられており、東京高裁の結論を強く否定している。

三 めがね

C Eの労働組合は、関西では高い結成率を達成した。また、その後も高い結成率が維持され、団結したたかいを続けてきた事件でもある。最後まで団結してたかいたことによつて得られた勝利である。

今後は、団体交渉の場において、C Eの労働条件や地位向上をめざしてたかいたことにならざる(弁護士は、村田浩治・河村学・愛須勝也・古本剛之・古川拓)。



「福島原発事故」「大阪・君が代起立強制条例」 などに関する議長声明を公表

青年法律家協会弁護士学者合同部会

青年法律家協会弁護士学者合同部会は、五月十八日、「東京電力『福島第一原発事故』に関する議長声明」「今年度の司法試験を『三振制』から除外することを求める議長声明」「武力による制裁をきつかけとする暴力の連鎖を回避することを求める議長声明」を発表、それぞれ首相官邸、衆参両院議長、関係省庁、各政党などに郵送、同日三日には、五月二十五日、大阪維新の会府議会議員団が、大阪府立学校の教職員を含む大阪府の職員に国歌斉唱時の起立を求める条例案を大阪府議会に提出したことに抗議し、急遽、「職員に国歌の起立斉唱を義務付ける『大阪府の施設における国旗の掲揚及び職員による国歌の斉唱に関する条例』(案)の撤回を求める声明」を発表、橋下徹府知事、大阪府議会、大阪維新の会、大阪府議会の各会派に郵送しましたので報告します(編集部)。

東京電力「福島第一原発事故」に関する議長声明

1 苛酷事故の発生

本年三月十一日に発生した東日本大地震とこれに伴う津波によって、東京電力の福島第一原子力発電

所において重大な事故が発生した。この事故においてどのような事態が生じたのかについては、今後後述する事故調査によって十分に解明されるのを待つ必要があるが、少なくとも現在においても極めて深

刻な事態が刻々と生じていることは明らかである。すなわち、原子炉の冷却材の喪失ないし外部電源の完全喪失によって炉心の冷却が不可能となり、炉心の露出による損傷が生じたことから、原子炉の圧力異常上昇が生じ、大気中へのベントの実施、水素爆発、これによる原子炉建屋の破壊などの事態が生じた。加えて使用済み燃料貯蔵プールにおいても、冷却機能の喪失により、水素爆発による建屋の破壊などの事態が生じた。

こうした事態が四つの原子炉において次々と生じたことにより、大量の放射性物質が大気中に放出され、原子炉及び使用済み核燃料プールへの注水によって大量の汚染水が海中に流出した。これらの放射能漏出は現在も継続している。

この事態は、まさに苛酷事故(シビア・アクシデント)というべき状況であり、チェルノブイリ事故に匹敵する「レベル7」という認定がなされている。

2 これまでの「安全神話」の根本的な誤り

東京電力をはじめとする原発を運用する電力会社と政府は、わが国の原発は絶対に安全であり深刻な事故を生じることはないという、いわゆる「安全神話」を振りまいてきた。しかし、現代の事故工学の知見においては、あらゆる事業において事故の発生は避けられないものと考えられている。そのような認識のうえで、事故原因を除去する万全の努力により、事故の発生をできるかぎり避けること、そして、事故が発生した場合においては、これによる被害発生をできるだけ回避し、あるいは軽減することが必要である。危険な事業を行う事業者にはこのような対策を万全に行うことが要求されるのであって、そのような事理を無視して「絶対的な安全」を吹聴することは、それ自体が虚構であり、無責任な不実の言辞と言うべきである。

今回の事故は、このような虚構の「安全神話」が惹起した事態であり、決して不可抗力の天災ではない。東京電力は「想定外」の高さの津波が事故の原因であるかのような見解を示しているが、今回の津波に匹敵する津波が歴史的に観測されていることは、すでに地震学の見解が示しているところである。また、そもそも自然現象に対してその限界や影響の程度を「想定」して、これを超えれば事故を防止できないという対応そのものが誤りである。放射能汚

染という取り返しのできない事態、すなわち、人類にとって致命的な災害が惹起され得る原子力事業においては、どのような災害・事件が発生しても、それによって致命的な事態（放射能災害）が生じることとを避けることができるような備えと対応が、当該事業者には要求されるのである。

日本のような地震国において、しかも海洋に面して原発を立地・運用する以上、どのような大規模な地震であれ、もし地震動によって破壊されても致命的な事態を招かない設計、そして津波に施設全体を襲われても機能停止に陥らない電源設備と冷却機能などの設計が求められたのであって、それが不可能なのであれば、事業者はそのような立地そのものを避けなければならない。

3 当面必要な課題

このような事態の進行を前に、継続する危機的な事態の改善と放射能漏出の阻止に全力を尽くすことは当然として、そのほかに、少なくとも以下のような施策が必要とされている。

(1) 情報の完全な開示

福島第一原発の内部で進行している事態の詳細と、周辺地域の状況、特に、放射線量の測定値をはじめとする放射能汚染のデータを含む情報を、すべて開示することが必要である。周辺住民の「過剰な危機感」や不安の増大を回避するとか、風評被害を防止するなどの理由で、情報開示を抑制することは

誤りである。十分な情報があつてこそ、人は正しい判断が可能となる。また、このような危機的状態に直面している周辺住民と国民にとって、事態をありのままに知ることは、基本的な権利というべきである。

(2) 危険な原発の速やかな停止

今回の苛酷事故の発生によって、原発には重大な危険性が内包されていることが明らかになった。まさに「安全神話」は虚構であることが証明されたのである。そうであれば、現在も地震活動期にある日本列島において、特に大地震と津波の危険が予想されている立地点に所在する原発を停止し、それから対策を講じることが必要である。また、今回の福島第一原発の一号炉と同等の古い設計の原子炉及び老朽化している原子炉についても、同様に直ちに停止し、対策を講じることが必要である。もとより、原発の新増設計画は直ちに中止すべきである。

(3) 周辺住民の被曝の回避

これまでに観測されたところによれば、すでに震災当日ないし三月二日のベント以来の大気中への放射性物質の大量放出により、高濃度の放射能が拡散し、広範囲の地域が汚染されつつある。引き続き放射線量の観測を実施しつつ、累積される放射線量を適切に予測して、健康上の被害を生じる可能性のある地域に居住する住民を速やかに避難させ、あるいは、必要な被曝防止策を実施して、その健康と社会的・経済的生活を保護する政策の実施が必要であ

る。長期におよぶことが予想される避難生活には、避難所の設置だけでは不十分であり、正当な経済的補償が伴わなければ人間的な最低限度の生活が営めないことを認識しなければならない。

また、現在議論が続いている小中学校の屋外活動を制限する境界放射線量をどのように設定すべきかの問題は、年間二〇ミリシーベルトという緊急時における大人の基準を適用することには疑問がある。子どもには大人より放射線が強い影響を与えることを何よりも重視すべきであり、そのうえで実効性的な保護が実現されるような対応が求められる。

そして、今後の長期的な放射線障害の影響を考えると、周辺地域の住民について、プライバシーに配慮しつつ継続的な調査を実施し、放射線被曝の事実経過を記録しておくことも検討されなければならないであろう。

(4) 緊急対応に従事する労働者の安全衛生の確保

本件事故に対する対応のために、多くの労働者が現地において作業にあたっている。これら作業員の放射線被曝が、極めて憂うべき状態にあることが次々と明らかになっている。規則上必要な放射線量測定すら確保されず、安全を確保するために必要な情報や知識、装備が与えられないままで危険な作業に従事し、制限を超える放射線量の被曝を受けた従業員が続発している。また、これらの労働者の宿舎などにおける待遇は劣悪であって、その疲労は極

限に達している。こうした劣悪な待遇により、新たな放射線被曝の被害が生じることのないよう、確実な労働者保護の施策が必要である。

(5) 事故調査の実施

以上のような施策を確実に実施し、さらに今後の原子力政策の方向を正しく決定するためには、今回の事故の原因及び経緯について、事実関係の解明が万全になされることが必要不可欠である。そのために、適切な事故調査機関が設置され、事故調査が実施されなければならない。この事故調査機関には、高度な独立性が確保される必要がある。すなわち、原発事業の実施に利害関係を持つものを排除し、客観性のある調査が実現されなければならないから、事故の当事者である東京電力はもとより、これまで原発事業ないし原発行政の推進に関与してきた組織や個人を排除して、独立した第三者によって構成される事故調査機関を設置する必要がある。そして政府内部においても、原子力安全・保安院や原子力安全委員会や、その関係省庁である経済産業省や文部科学省からの影響を受けないで任務を行うことができるよう内閣府に設置して、万全な独立性を維持して事故調査が実施されなければならない。

次に、この調査機関による調査は、刑事処罰や懲戒処分などの責任追及から分離しなければならない。調査の結果が、刑事責任の追及などに利用されることが予想されるならば、自分自身や第三者への責任追及への発展を懸念する関係者が情報の提供を

躊躇し、事態の解明に必要な情報の収集が阻害される恐れがある。同時に、刑事処罰などの可能性がある不利益な供述を拒むことは、憲法上の権利(憲法三八条一項)でもある。なお、この調査の結果が、民事上の被害救済における証拠資料として用いられることは、適切に認められなければならない。

(6) 被害の弁償

この事故によって、すでに著しい被害が各方面に生じている。周辺住民の強制的避難は重大な経済的・人道的被害を強いているし、農業、畜産業、漁業、その他の製造業をはじめとする経済活動に甚大な被害を生じている。東京電力は、これらについて速やかに十分な賠償責任を果たさなければならない。そして、東京電力の賠償能力を超える損害については、原発事業を国策として推進してきた国が、補填しなければならない。なお、東京電力はすでに、「異常に巨大な天災地変」(原子力損害賠償法)に該当するとして免責を主張しているが、上記のとおり本件事故は自然災害による不可抗力に帰するべきものではなく、必要な対応を怠っていたことが問題とされるべきであるから、このような主張は認められるべきではない。事故防止に対する必要な対策とコストの投入を怠っておきながら、事故が起きた場合には天災地変として免責される運用を許すなら、それは理不尽であると同時に、事故の再発防止を阻害する前例にしなければならない。

青年法律家協会弁護士学者合同部会は、以上の

諸施策の速やかな実施を強く要求するものである。

4 浜岡原発の永続的停止を

上記のとおり、今回の苛酷事故の発生によって、原発には重大な危険性が内包されていることが明らかになった。現在も地震活動期にある日本列島において、特に大地震と津波の危険が予想されている立地点に所在する原発を停止することが急務である。

そのような危険な原発の筆頭として指摘されている中部電力浜岡原発は、高い確率で発生が予想されている東海地震の想定震源域に位置し、今回のような事態に見舞われた場合には、周辺地域の被害はもとより、首都圏にも放射能がおよぶなど、その影響は著しく甚大なものになることが懸念される。それにもかかわらず、中部電力が停止中の三号機の再稼働を表明していたことは、まことに理解できないところであった。こうした経緯を経て、五月九日に、中部電力が政府の要請を受けて四・五号炉を含めた同原発の全面停止を決定したことは評価すべき前進であるが、本来当然の措置といふべきものである。

今なお政府及び中部電力は、二〜三年後に地震・津波対策の防潮堤工事などが完了すれば再稼働するという計画を表明している。しかしそのような対応は、進行中の危機的な事態から教訓を学ぶことすら拒否し、「想定」の範囲内での対応で足りるとするものであって、とうてい許されない。政府と中部電力はこの計画を直ちに撤回すべきであり、原発政策の

抜本的見直しが必要となるまで、浜岡原発の停止は継続されなければならない。

5 今後の原発行政の見直し

上記のとおり、福島第一原発における重大な事態により、今日の原発には致命的な危険が内包されていることが明らかになった。まさに「安全神話」は虚構であることが証明されたのである。もし原発事業者が「想定」する程度を超える地震や事件が起きれば、たちどころに深刻かつ甚大な放射能汚染が生じる事態に至る。日本列島は現在も地震活動期にあるとされており、今後も大地震と津波の危険が予想されているのである。

このような状況の下で、原子力発電というシステムが抱えている危険性を直視する必要がある。今後

早急に、上記の事故調査を十分に実施して事故の原因を解明しなければならない。また、これまでのエネルギー政策を根本的に見直し、原発に依らない（あるいは、原発抜き）電力供給体制を確立すべきである。

今回の事故を「特殊な事態」として過小に評価することなく、根本的な政策の見直しを行い、必要な処置を躊躇なく断行する覚悟が、今厳しく問われていることを指摘したい。

二〇一一年五月二八日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
議長 島 海 準

武力による制裁をきっかけとする暴力の連鎖を回避することを求める議長声明

——米国によるオサマ・ビンラディン容疑者の殺害を受けて

二〇一一年五月一日、オバマ米大統領は、パキスタン領内で海軍特殊部隊がオサマ・ビンラディン容疑者を殺害したことを発表した。この特殊部隊の行動について説明したカーニー米大統領報道官は、オサ

マ容疑者自身は武装していなかったことを明らかにしており、また、パネッタ米CIA長官が「大統領からオサマ容疑者を殺害する許可を得ていた」と言明するなど、当初からオサマ容疑者の殺害を目的と

する軍事作戦であったことがうかがわれる。

また当初は、パキスタン政府当局の協力の下で作戦を実行したとも伝えられていたが、オバマ大統領自身、米海軍特殊部隊がパキスタン国境を越えることを強く心配していたとも報じられており、事前にパキスタン政府当局の承認を得ずして他国の領域内で武力行使に踏み切ったことがうかがわれる。このような領域国の承認を得ないで米国が武力を行使することは、領域国の主権を侵害する行為であることは明らかである。

これまで米国は、アルカイダ及びアフガニスタンのタリバーン政権に対する武力攻撃を行ってきたが、アフガニスタンにおける米国の武力行使自体、米国の自衛権行使としての緊急の必要性、均衡性の点から国際法上疑義が指摘されてきたところであり、パキスタン国内で行われた今回の作戦もまた国際法上疑義があると言わざるを得ない。

また、オサマ・ビンラディン容疑者がアルカイダの指導者であり、九・一一同時多発テロの首謀者であったとしても、殺害を目的とする武力行使が正当化されることにはならない。このような特定の人物を殺害することを目的とする武力行使が許されるならば、米国が自らにとって危険な人物と認定すれば、独自に殺害することが容認されることになりかねないからである。

そして、オサマ容疑者の殺害行為自体、武装して

いない人間をあえて殺害した点で国際人権法上認められるものであるのか、十分に明らかにされているとは言い難い。

さらに、今回のオサマ容疑者の殺害についてオバマ大統領は「正当な処罰」と述べているが、九・一一事件という人道上の重大な犯罪について、法の裁きによることなく、米国による制裁が実現されたこととまると。国際社会は、九・一一事件の首謀者に法の裁きを与える機会を永久に失った。テロ行為者に対して国際刑事法を含む法による処罰を求めてきた国際社会の利益になるものではないと指摘せざるを得ない。

米國務省は、五月一日のオバマ大統領のオサマ容疑者の殺害の公表後、「反米行動のリスクが高まっている」として警戒を呼びかけている。これは、武力によるテロ首謀者の殺害によっては、テロ行為を防止できないことを如実に示している。

テロ行為者に対しては、国際刑事法を含む法に基づく処罰によつて対処することが必要であり、テロ行為に対する武力による制裁は、新たな報復を呼ぶ引き金となることがいま明らかとなった。

私たち青年法律家協会弁護士学者合同部会は、二〇〇一年九月一五日、「恐るべき残酷なテロ行為を糾弾し、報復的武力行使の回避を求める決議」を発

表し、武力による報復と制裁が、報復の連鎖を呼び、際限のない殺戮の悪循環に陥ることを警告し、「テロ」行為への対処は、武力によらない国際法に基づく犯人の処罰を通じて行うこと、そして、再発を許さないための国際的ルールの確立が急務であることを訴えた。

私たちは、今あらためて、テロ行為を糾弾するとともに、武力による制裁は、かえって新たなテロを生み出すものであり、報復の連鎖がテロリストを利する結果となることを踏まえ、テロへの対処は、行為者に対する法に基づく処罰が求められていることを、あわせてテロ根絶のためにはすべてのテロの温床となっている暴力による諸国民の迫害や支配、貧富の格差を抜本的に是正していく粘り強い努力によるべきことを訴えるものである。

二〇一二年五月一八日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
議長 長 島 海 準

今年度の司法試験受験を「三振制」から除外することを求める議長声明

本年五月一日から二五日まで、今年度司法試験が行われた。本年三月一日の東日本大震災からわずか二カ月のうちの実施である。

東日本大震災が未曾有の被害をもたらしていることは報道などにより日々明らかにされているが、地震と津波による被害、さらには、福島第一原発の苛酷事故による放射能禍などによって、今年度司法試験をめざして準備をすすめてきた受験生にも深刻な影響がおよんでいる。

親戚や知り合いを震災で失った受験生もあり、また、避難所生活や安否確認などで受験勉強ができなかった受験生もいる。さらに、大規模な余震のたびにライフラインが切断される不安を覚える状況のもとで受験勉強に集中することができないまま試験に臨んだ受験生が相当数いることは想像に難くない。

新司法試験では、受験年数・回数を卒業五年以内に三回とする制度が行われており、これについては、従来から批判的な意見が聞かれてきた。まして、上記のような状況のもとでハンデを負った受験生が多数存在するもとの、この制度が適用されることは受験生にとって大変に酷な結果とならざるを得ない。また、直接の被災地以外でも、親戚や知人を失ったり、安否確認、放射能禍への不安などで受験勉

強が中断した受験生は少なくないと考えられる。震災により影響を受けた受験生のみを選別することには技術的な困難を伴うであろう。

こうした点から、青年法律家弁護士学者合同部会は、今年度の司法試験については、全ての受験生について、卒業後五年以内に三回とする受験年数・

回数制限から除外するよう、所要の法的措置をとることを求めるものである。司法試験終了後の法律改正であっても、受験生に不当な不利益をおよぼすなどの問題が生じるものでないから、十分に可能と考

二〇一二年五月二八日
青年法律家協会弁護士学者合同部会
議長 長 鳥 海 準

職員に国歌の起立斉唱を義務付ける「大阪府の施設における国旗の掲揚及び職員による国歌の斉唱に関する条例」(案)の撤回を求める声明

1 二〇一二年五月二五日、地域政党「大阪維新の会」府議会議員団は、大阪府立学校の教職員を含む大阪府の職員に国歌斉唱時の起立を義務付ける条例案を大阪府議会に提出した。

同党の代表でもある橋下徹大阪府知事は二〇一二年九月議会に、本条例案とは別に、国歌斉唱時に起立しない教職員に対する懲戒処分等の基準を定める条例案を提出する方針を明らかにしている。かかる条例案は、以下に述べるとおり、個人の尊

厳(憲法二三条)、国民主権(憲法前文、一条)、思想良心の自由(憲法一九条)、子どもの学習権(憲法二六条、二三条)などの日本国憲法の諸原理に違反し、加えて教育に対する「不当な支配」として教育基本法二六条にも違反する違憲・違法なものである。

2 国歌斉唱時の起立の義務付けは、「国歌」が斉唱される際に特定の姿勢あるいは態度をとることを強制するものであって、これは、「国歌」という国家シンボルを通じて国家の下へ個人を統合することを

強制することにはかならない。

このような国家への統合を国民個人に強制することを許容するのは全体主義国家でならぬが知らず、およそ民主主義各国では厳しく禁じられてきた。

例えば、アメリカ合衆国においても連邦裁判所は、一九四三年のバーネット事件判決以来、多年にわたって、国旗忠誠の誓いの斉唱にとどまらず、国旗に対する起立、国歌の起立斉唱などについて強制が許されない行為に含まれると判断しており、国家シンボルへの特定の行為あるいは態度を強制することは、連邦憲法修正第一条に反して許されないと一貫して判断してきたのである。

3 国家シンボルに対してどう向き合うか、これは、個人が国家との関係でどのように向き合うかと関わる問題である。

国民主権原理及び個人の尊厳を基底に据えた日本国憲法のもとにおいては、国家シンボルにどう向き合うかは個人が市民として個人の政治的思想、見解、判断などに基づいて自主的に決定すべき事柄にほかならず、決して公権力が、自らに対する一定の向き合い方を強制してはならない。なぜなら、このような国家と個人の関係を自律的判断にゆだねることこそ民主主義の正当性の淵源だからである。

このような個人が自主的に決定すべき事柄について、公権力が特定の行為(態度)をとることを強制することは、まさしく国家を自己目的化して個人の

尊厳を否定することになり、個人の尊厳あるいは法の支配といった日本国憲法の諸原則と鋭く対立することは明らかである。

また国歌を起立斉唱する行為は、自らがその国歌が象徴する国家の一員であり国民の一人であるということを示すことであり、それは、国歌によって象徴される「国家」の下に統合されることを許容するという特定の思想を強制するものであって、公権力による特定の思想の強制を禁じた憲法一九条に抵触するものと言わなければならない。

4 特に本件条例案は、大阪府職員という公務員に対して起立斉唱を義務付けるものであるが、公務員が「全体の奉仕者」(憲法二五条二項)と位置付けられているとしても、これは国民主権原理の下で公務員に関する抽象的な指導原理を述べたものにとどまり、「全体の奉仕者」であることを根拠に、一律全面的に公務員の憲法上の自由を制限する根拠となるものではない。

したがって、義務付け自体が憲法一九条に反しており、国歌斉唱時の起立の義務付けを公務員に限定したとしても、憲法上許容されることはないのである。

5 さらに、国旗国歌法の制定過程において、当時の野中広務内閣官房長官は、「それぞれ、人によって、式典等においてこれを、起立する自由もあれば、また起立しない自由もあろうかと思うわけでございますし、また、斉唱する自由もあれば斉唱しな

い自由もあろうかと思うわけでございまして、この法制化はそれを画一的にしようというわけではございません」と述べており、同法によって国民に対して国歌斉唱時の起立斉唱を画一的に義務付けることはないことを明らかにしていた。そして、国旗国歌法が国旗を日章旗と規定し、国歌を君が代と規定するのみであつて、草案段階において尊重義務条項が削除された制定経過からしても、国歌斉唱時の起立斉唱を義務付けることは国旗国歌法の立法趣旨を逸脱するものである。

大阪府が制定しようる条例は憲法九四条によって「法律の範囲内」に限定されているところ、国旗国歌法が忌避した国歌斉唱時の起立の義務付けに踏み込んだ本件条例案は、法律の範囲を逸脱したものと見て無効といわざるを得ない。

6 加えて旭川学力テスト事件最高裁大法廷判決は、公権力による教育への関与の限界について「教育内容に対する……国家的介入についてはできるだけ抑制的であることが要請され……、子どもが自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような国家的介入、例えば、誤った知識や一方的な観念を子どもに植えつけるような内容の教育を施すことを強制するようなことは、憲法二六条、一三条の規定上からも許されない」との判断を示している。

本件条例案は、職員に対して国歌斉唱時に起立することを義務付けているものであり、これは、国歌斉唱時には「起立すること」が唯一正しい行為(姿

勢)であるという一方的な考えにもとづくものであり、前記最高裁判決が示した「誤った知識や一方的な観念を子どもに植え付けるような内容の教育を施すことを強制する」ものであつて、教育基本法一六条一項所定の不当な支配に該当し違法であると言わざるを得ない。

そして、国歌斉唱時に起立しない者は批判され、あるいは処分されてしかるべきといった一定の観念に基づく「指導」は、「教化」あるいは「調教」でしかなく、子どもが自らの思想・良心を自由に形成しその人格を豊かに完成し実現していくために保障されるべき、子どもの学習権から要請される「教育」ではあり得ない。したがつて、本件条例こそが子ども

の学習権を侵害しているのである。
7 なお、二〇一一年五月三〇日、最高裁第二小法廷は、東京都の都立高校の学校長が教職員に対して、日の丸に向かって起立し国歌を斉唱するよう命じた職務命令について合憲であるとの判断を示した。かかる判断は、これまで述べてきた憲法の基本原理に反し、憲法の番人たる最高裁の本来の役割に背くものであつて、これを日の丸・君が代をめぐる議論の解決とみることはできない。

このことは同判決の補足意見が、「教育は、強制ではなく自由闊達に行われることが望ましいのであつて(中略)強制や不利益処分も可能な限り謙抑的であるべきである(須藤正彦)との見解や、司法が職務命令を合憲・有効として決着させることが、必

ずしもこの問題を社会的にも最終的な解決へ導くことになるとはいえない」(千葉勝美)とのべる通りである。これらの点から同判決を、本条例案を正当化する根拠とすることは許されない。

8 以上のとおり、今回、大阪府議会に提出された本条例案は、個人の尊厳(憲法二三条)、国民の良心の自由(憲法一九条)と鋭く対立するものであり、さらに、子どもの学習権(憲法二六条、二三条)を侵害するものであつて、日本国憲法に違反するものと言わざるを得ない。加えて、同条例案による起立斉唱の義務付け自体、一方的な観念を子どもに植えつけるおそれがあり、教育に対する「不当な支配」として教育基本法一六条にも抵触し違法であると言わざるを得ない。

青年法律家協会弁護士学者合同部会は、このような違憲・違法な条例案について、大阪維新の会に対し速やかに撤回するよう求めるとともに、大阪維新の会以外の各会派に対し、府議会において、府民の人権に配慮した冷静な議論を通じ、本条例案が違憲・違法であることを明らかにし、本条例案が制定されることがないよう強く求めるものである。

二〇一一年五月三日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
議長 長 島 海 準

編集後記

▼震災直後に成田へ行く機会があり、ついでに成田山新勝寺に立ち寄った。いつもなら次々と大型バスでやってくる参拝客の団体が溢れかえっているはずの境内はひっそりと人気がなく、あちこちに崩れた石塀や灯籠が目立ち、梅で有名な庭園も閉鎖されていた。▼本堂では復興と平安を願う護摩祈祷が行われていたが、護摩の炎のみが中央に灯る暗闇の中、ほとんど人のいないがらんとした巨大な堂内に、低く高く響きわたる読経の和音には、たしかに生と死への思いを結ぶ宗教的な感動があった。▼それからしばらくして、学生時代に所属していた合唱団から、五〇周年記念定期演奏会の現役・卒団者合同ステージへのお誘いが来た。曲はモーツァルトのミサ曲。洋の東西は異なるが、魂を揺さぶる名曲だ。ステージそのものは復興と平安には直結しないが、「うた」の発信者となることにより、今の思いを伝えていきたい。まずはだぶついた腹筋を何とかして発声練習に備えなければ。

(町田正裕)